川崎市議会議会運営検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 分権時代にふさわしい、より分かりやすい市民に開かれた議会を目指 し、川崎市議会議会運営検討協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(位置付け)

第2条 協議会は、議会運営委員会の決定に基づき設置される検討機関とする。

(目的)

第3条 協議会は、議会運営委員会からの検討依頼に基づき、議会運営に関する諸事項について調査・検討を行う。

(構成等)

- 第4条 協議会は、座長1人、副座長1人及び委員5人をもって組織する。
- 2 座長は議長会派から、副座長は副議長会派からそれぞれ選出し、委員は各 会派から1人ずつ選出する。
- 3 座長及び副座長の選出又は変更は、議会運営委員会で確認する。
- 4 座長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理 する。
- 6 議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員外議員として協議会に出席 することができる。

(運営)

- 第5条 協議会の会議は、座長が招集し、主宰する。
- 2 協議会は、原則として、座長、副座長及び委員全員の出席の下、会議を開催する。
- 3 委員に事故等があるときは、その委員の属する会派は代理を出席させることができる。
- 4 議会運営委員会の委員長及び副委員長は、必要に応じて、協議会の会議で 発言することができる。
- 5 座長は、必要に応じて、協議会の了承を得て、関係者の出席を求め、その 説明を受け、又は意見を聴くことができる。
- 6 協議会の進行及び取りまとめについては、原則全会一致による。ただし、 意見の一致に至らない協議項目については、委員の意見をもって取りまとめ に代える。
- 7 協議会の会議における一般傍聴及び記者傍聴の取扱いは、協議会がこれを 決定する。

- 8 協議会の会議における議員傍聴については、これを認める。
- 9 協議会の会議の記録は、摘録とする。

(結果等の報告)

第6条 座長は、検討の経過及び結果について、適宜、議会運営委員会委員長 に報告する。

(設置期間)

第7条 協議会の設置は、最終の報告終了までとする。ただし、議員任期満了 の日を限度とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が 協議会に諮って決定する。

附則

この要綱は、平成23年12月14日から施行する。